

社会福祉法人和寒町社会福祉協議会 役員の報酬等に係る規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和寒町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及費用弁償等に対して必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員の報酬は次のとおり定める。

- (1) 会長職
- | | | |
|----------|------|--------|
| 4時間未満の場合 | (日額) | 2,500円 |
| 4時間以上の場合 | (日額) | 3,500円 |

(2) 理事、監事の職

- | | | |
|----------|------|--------|
| 4時間未満の場合 | (日額) | 2,000円 |
| 4時間以上の場合 | (日額) | 3,000円 |

(3) 常務理事にあつては、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、公務のため管外に旅行したとき、又は町内における会議若しくは公務の都合で職務に従事したときは費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表及び職員旅費支給規程による。ただし、常務理事を除く役員にあつては、職員旅費支給規程第3条第6項の規定は適用しない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

別表

区分	車賃 (1kmに付)	日当 (1日に付)	宿泊 (1夜に付)
町内	37円	1,000円	実費支給
町外	37円	2,000円	実費支給

備考

(1) 車賃は、和寒町料程表による。往復距離1km未満の端数は切り捨てして計算する。ただし、公用車利用の場合あつては、車賃は支給しない。

(2) 常務理事にあつては「職員旅費支給規程」を適用する。

(3) 役員は、比布町・愛別町・当麻町・鷹栖町・剣淵町・士別市及び名寄市風連町における会議及び公務等が4時間未満の場合は町内日当を適用し支給する。(この条項において4時間以上の場合は町外日当を適用する。)

- (4) 札幌市及び道外旅行については車賃として1日500円、東京都内は1日1,500円を支給する。
- (5) 鉄道片道100キロメートル以上の日帰りについては日当を10割加算し支給する。
- (6) 運転を業としない役員等が、同乗者のある公用車を運転し、片道50キロメートル以上の町外出張を行った場合は、公用車を運転した役員等に対し運転手当として500円を加算し支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。